

Q1 当院は持分の定めのある社団医療法人です。新医療法が施行される平成19年4月以降も当面現状のままでいこうと考えていますが、その場合、手続き的に何もしなくていいのでしょうか。

A **ポイント**

- (1) 新医療法施行日から、医療法人の体系は、社会医療法人、拠出金制度の医療法人、既存の持分ありの社団医療法人の地下1階地上2階建ての制度になります。
- (2) 既存の持分の定めのある社団医療法人は、拠出金制度の医療法人に移行しない場合でも、施行日から1年以内に新医療法に沿って定款変更認可申請をする必要があります。

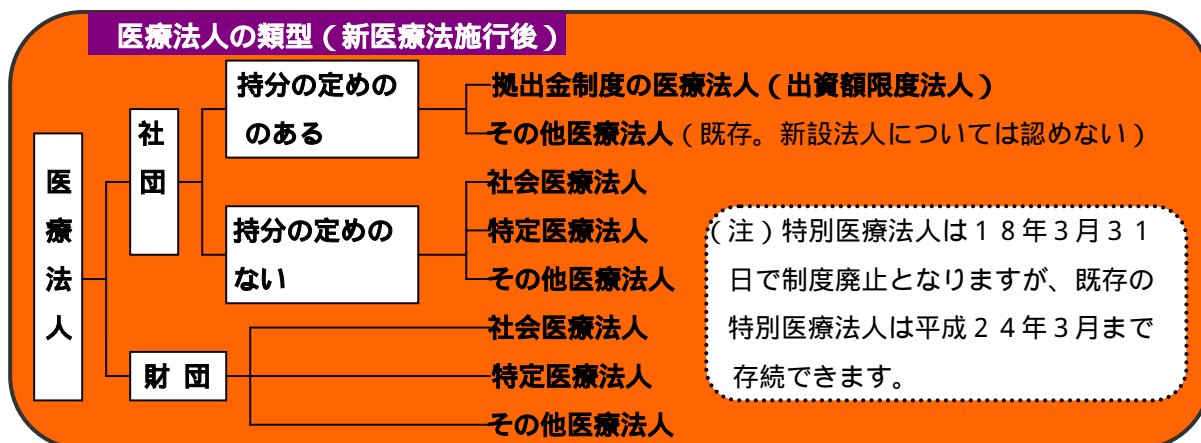
## 1. 医療法人制度改革と新医療法施行後の医療法人の体系

医療法改正により、特別医療法人が廃止され、新たに社会医療法人が創設されました。また、出資額限度法人が「拠出制度（仮称）の医療法人」と名称を変え規定されることとなりました。

これは、新医療法において解散時の残余財産の帰属先が、国、地方公共団体、医療法人その他の医療提供者となり、厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるように規定されたことによります。この改正で、施行日以降、医療法人の体系は地下1階地上2階建ての制度に変わります。

2 階	<b>社会医療法人：非営利性 + 公益性</b> 公益性の高い医療サービスを提供する医療法人
1 階	<b>拠出金制度の医療法人：非営利性強化</b> 非営利性を徹底した医療法人（財団・出資持分なし社団806件を含む）

地下1階	<b>旧来の持分のある社団医療法人</b> 既設の出資持分のある社団医療法人40,914件（平成18.3.31現在）
------	---



## 2. 医療法改正にともなって既存の持分の定めのある社団医療法人に必要な定款変更手続き

### (1) 既存の持分の定めのある社団医療法人は当分の間、持分に応じた財産権が認められる

新医療法の施行期日である平成19年4月1日以降新たに設立できる持分の定めのある社団医療法人は、解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属させることが医療法に明確化された拠出金制度の医療法人に限られることになりました。

他方、持分の定めのある既存の社団医療法人の「解散時の残余財産分配請求権」及び「退社時の持分払戻請求権」については、経過措置として、当分の間、改正医療法の規定によらず、旧医療法56条の規定（解散した場合の残余財産は、出資者の払込済出資額に応じて分配する）によるとしています。地下1階から1階への移行は強制ではなく、あくまでも自主的移行とされており、これは、医療法人総数41,720件のうち大多数(40,914件(98%)平成18年3月末現在)を占める既存の持分ありの社団医療法人の財産権に配慮したものと考えられます。

#### 新医療法附則第10条（残余財産に関する経過措置）2項抜粋

施行日前に設立された医療法人であって、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第44条第4項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間、新医療法第50条第4項の規定は適用せず、旧医療法第56条の規定は、なおその効力を有する。

### (2) 既存の医療法人に必要な定款変更認可申請

拠出金制度の医療法人に移行するしないにかかわらず、既存の医療法人は新医療法施行日平成19年4月1日から1年以内に新医療法に沿って定款変更認可申請を都道府県知事にしなければなりません。

#### 新医療法附則第9条（定款又は寄附行為の変更に関する経過措置）1項

施行日前に設立された医療法人は、施行日から1年以内（平成20年3月31日まで）に、新医療法の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更認可申請をしなければならない。

### 既存の持分のある社団医療法人が新医療法施行後定款変更を必要とする事項

変更事項	改正前	改正後
役員の任期	2年とする	2年を超えることはできない
監事の職務	民法第59条に規定する職務	業務と財産の状況を監査、監査報告書の作成と提出
社員総会の議長	理事長	社員総会において選任
社員総会の定足数	2分の1以上の出席	過半数の出席
医療法人の会計	-	一般に公正妥当と認められる会計慣行に従う
事業報告書等の作成と提出	-	会計年度終了後2月以内に事業報告書等を作成、監事に提出
決算の届出	会計年度終了後2月以内に届出	会計年度終了後3月以内に届出

Q2 開業医の事業所得の計算上、必要経費にならない税金にはどのようなものがありますか。また、加算税が課税される場合及びその金額はどのようになっていますか。

A

### ポイント

- (1) 必要経費にならない税金には、所得税、都道府県民税、市町村民税、相続税、贈与税やこれらの国税の延滞税、加算税、地方税の延滞金、加算金などがあります。
- (2) 加算税には、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の4種があり、それぞれ課税要件と金額が状況に応じて定められています。

## 1. 必要経費となる税金とならない税金

### (1) 必要経費となる税金

事業税、事業所得税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税、登録免許税、印紙税、所得税の確定申告税額の延納に係る利子税（下記の算式で計算した金額）、消費税・地方消費税（税込処理分）など事業そのものや事業に使用されている資産に対して課される税金、いわゆる物税は、その事業の所得計算上必要経費となります。

確定申告で所得税を延納した場合の利子税のうち必要経費とすることができる部分

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{事業所得}}{\text{各種所得の金額の合計額（除く給与所得、退職所得）}}$$

なお、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税などであっても事業に関係のない住宅に係わる部分等、家事上のものは必要経費になりません。

### (2) 必要経費とならない税金

次のような、人に対して課される、いわゆる人税は必要経費とはなりません。

- |   |
|---|
| (1) 所得税及びその延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税                   |
| (2) 都道府県民税及びその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金                       |
| (3) 市町村民税及びその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金                        |
| (4) 所得税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税、印紙税法の規定による過怠税 |
- なお、罰金及び料料並びに過料も必要経費にはなりません。

## 2. 加算税が課税される場合とその金額

加算税には、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の4種があり、いずれも税務署長の賦課決定処分により確定します。

### (1) 過少申告加算税

期限内申告書について、修正申告書の提出又は更正があったときは、その修正申告又は更正により納付すべき税額の10%に相当する過少申告加算税が課税されますが、納付すべき税額が期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する税額の5%が加算されます。

この加算税は、税務署の調査を受けた後に修正申告や更正により、新たに納めることとなっ

た税額の他にかかる税で、修正申告書の提出が、所得税の調査あったことなどにより更正があるべきことを予知してなされたものでないときは、課税されません。また、税額の計算の基礎とされていなかったことに正当な理由があると認められる税額に対しては課税されません。

## (2) 無申告加算税

期限後申告書の提出があった場合、決定があった場合又は期限後申告書の提出や決定があった後さらに修正申告書の提出や更正があった場合には、これらの申告、決定又は更正により納付すべき税額の15%（期限後申告書又は修正申告書の提出が、所得税の調査があったことにより決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでないときは、5%）に相当する無申告加算税が課税されますが、納付すべき税額が50万円を超えるときは、その超える部分に相当する税額の5%が加算されます。

この加算税は、正当な理由がないにもかかわらず、期限内に申告書の提出がなかったことに基づいて課せられる税で、正当な理由があると認められる場合は課税されません。

## (3) 不納付加算税

源泉徴収による所得税が法定納期限までに完納されなかった場合には、納税の告知をした税額又は納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された税額の10%（納税の告知を受けずに法定納期限後に納付された場合の納付が、源泉徴収所得税の調査などがあったことにより納税の告知があるべきことを予知してなされたものでないときは、その納付された税額については、5%）に相当する不納付加算税が課税されます。ただし、法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は課税されません。

## (4) 重加算税

過少申告加算税又は無申告加算税が課税される場合で、納税者が所得税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づいて納税申告書を提出し又は提出しなかった場合には、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となるべき税額の、過少申告加算税に代わるべき重加算税にあつては35%、無申告加算税に代わるべき重加算税にあつては40%に相当する重加算税が課税されます。

### 加算税のまとめ

附帯税	金 額
(1) 過少申告加算税	納付すべき税額 × 10%（調査があつて決定・更正を予知してなされたものでないときは課されない） （期限内申告税額と50万円のいずれが多い金額を超える部分に5%加算）
(2) 無申告加算税	納付すべき税額 × 15%（調査があつて決定・更正を予知してなされたものでないときは5%） （税額が50万円を超える部分に5%加算）
(3) 不納付加算税	源泉徴収税額の納税の告知に係る税額又は法定納期限後に納付した税額 × 10%（納税の告知があることを予知してなされたものでないときは5%）
(4) 重加算税	納付すべき税額 × 35%（過少申告加算税に代わるもの） 納付すべき税額 × 40%（無申告加算税に代わるもの）